

意識調査票に寄せられた意見・要望	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・他県に比べて処理場や処理業者が少ない。 ・県の主導でサーマルリサイクル処理施設の建設を要望します。 ・廃棄物の減量化のため、建物のリノベーションの推進に取り組むべきと考えます。 	<p>産業廃棄物の最終処分場は全国的に残余容量が逼迫している状況にあることから、県では県内の中小企業から排出される産業廃棄物の適正処置を補完することを目的に環境保全センターを設置し最終処分を行っているところです。サーマルリサイクル施設については、民間施設が複数存在することから、県が主導して新設する予定はありません。3Rの観点からもリノベーションは重要であると考えますので、当課でも関係部局と連携して取り組んで参ります。</p>
<p>こちらの調査報告は昨年度もございました。 毎年行うのであれば、同じく秋田県に年に1度報告する「マニフェスト交付状況等報告書」に項目を増やす、用紙を追加するなどし、一緒に報告するようしていただきたいです。 また、弊社は電子マニフェストを利用しており、秋田県であれば、そちらから全てデータの採取は可能ならずです。 そういったところにはアンケートのみにするなど、報告の負担を減らしていただきたいです。 電子化されているものの利点は、一般的に、1つのデータを多方面に活用することができることです。 何卒ご検討の程、よろしく願い申し上げます。</p>	<p>本調査では、排出量、自己中間処理量、再生利用量など、「マニフェスト交付状況等報告書」では把握できない項目についても調査しており、県の施策のために必要なものとなっております。既存データや他報告を活用することによる調査の省力化については検討したいと考えていますので、調査へのご理解・ご協力をお願いします。 なお、マニフェスト交付状況等報告書は、法に基づく報告となっております、その様式も法で定められたものとなっておりますので様式を変更することはできないことをご了承ください。</p>
<p>法令等の変更情報を、定期的に提供する場があると有り難いです。</p>	<p>法令の改正情報については、今後とも関係団体への情報提供に努めてまいります。 なお、法令の最新改正状況については、環境省のウェブサイトに掲載されておりますのでご参照ください。</p>
<p>公共土木工事が事業活動の9割強を占めているので受注の内容により発生する産業廃棄物の量は大きく変化しています。 公共工事の使用材料には制限があり、また、構造物取壊し等受注した工事の内容により排出する廃棄物の量は増減します。縮減の取組みが可能なのは事業系一廃の縮減と言えます。 さらなる産業廃棄物処理の適正化等について、現状は工事完成後の「建設リサイクル法第18条に係る再資源化等報告書」の徹底が求められていますが、工事完成引渡し後の提出になる場合が多く、工事によっては未提出のままになっているのが実態で有ります。 適正に処分処理を実施している業者と適正と言い切れない業者との『差別化』について何らかの手段を検討いただければ、現場での分別作業に始まり契約事務、マニフェストにかかる指導等「手間」をかけて事業を行っている建設業者には発注者による何らかのアドバンテージの付与を期待するものであります。今までは「適正に処理をして当然」とのことでしたが、『そうでない業者』と普通の業者には優劣が付くよう要望します。</p>	<p>産業廃棄物の排出事業者責任については廃棄物処理法で規定されているところですが、排出事業者責任を十分に果たしている事業者へのアドバンテージの付与方法については、今後の検討課題だと考えています。</p>
<p>電子マニフェストの早期義務化。 新規導入の産廃処理業者へ補助金を交付する等、促進化を図ってほしい。</p>	<p>県においては、平成27年度から電子マニフェスト普及促進事業を行っているほか、一般社団法人秋田県産業廃棄物協会においても、産業廃棄物処理業者向けに電子マニフェスト普及啓発に努めております。 廃棄物処理法において、2020年度から電子マニフェストの使用が一部義務化となったことから、引き続き電子マニフェストの普及促進に取り組んで参ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物に関する調査(重複書類含む)などの提出書類が多い。 ・産業廃棄物に関する報告書類の記入方法が複雑でまいち理解できない。 ・調査報告義務に該当する業者がもっと沢山いるような感じが見受けられる。 	<p>産業廃棄物に関する提出書類は、法に基づくもののほか、本調査のように県の施策のために必要なものがありますのでご理解・ご協力をお願いします。 報告書類等の記入方法でご不明な点がございましたら、環境整備課又はお近くの県保健所環境指導課にお問い合わせください。 本調査の対象者については過去の実績等から一定規模以上の事業者を選定しておりますのでご理解願います。</p>
<p>調査は毎年同じ頃をお願いしたい。</p>	<p>来年度以降は、今年度と同じ時期に調査を実施する予定です。</p>

意識調査票に寄せられた意見・要望	回答
<p>昨年度もこの欄にご意見、ご要望を記入しましたが、行政から何もアクションはありませんでした。この調査表に回答するのにも、それ相応の時間が掛かります。もっと他の調査方法も検討して頂けたら有難いです。 (昨年度回答：少量に残ってしまったペンキなどの溶剤を廃棄するとき、数年にほぼ1回しか廃棄しないのに業者さんと契約書を取り交わしたりと乱雑な手続きが伴ったり、運送費も少量なのに相応に掛かります。 このように通常の作業で定期的発生する産業廃棄物でなく、数年に1回位しか発生しない産業廃棄物の処理方法に関し、適法で簡易的な方法がありましたら、教えて頂きたいです。)</p>	<p>今年度も調査にご協力いただきありがとうございます。また、昨年度いただいたご要望に対して対応できず申し訳ありませんでした。 委託する際の手続き(委託契約書の締結及びマニフェストの交付)については、廃棄物処理法で定められた事項であるため省略はできませんが、処理を委託する業者が決まっているのであれば契約書を自動更新とすることも可能です。 また、マニフェストの交付については、電子マニフェストを使用することでマニフェストの保存義務や翌年度の報告義務が不要となります。 運搬費については、排出事業者である場合には基準を満たした上で自ら運搬することが可能です。業者に委託するより経費削減につながると思いますのでご検討いただければと思います。</p>
<p>埋立の無い完全リサイクルに向けた官民連携の中、長期計画などあれば情報開示願います。</p>	<p>産業廃棄物につきましては、発生抑制や適正処理及びリサイクル率の向上が重要ですが、現実的に最終処分も伴います。そのため、県では適正処理を補完するため環境保全センターを運営しております。また、平成28年3月に「第3次秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、循環型社会の形成に向けた施策を実施しているところです。計画については県環境整備課のウェブサイトをご覧ください。</p>
<p>近年、中国をはじめとする国際社会においても、ゴミの越境に対する規制が強化されて来ている。資源消費型の社会が大きく変わらない限り、ゴミの量は現状維持または、更に増加傾向をたどるものと思われる。ゴミの中でも、行政主導で比較的コントロール可能と思われるのが産業廃棄物だと認識しているが、設問6の回答選択肢3のような施策は、不法投棄を加速させることになりかねないので、絶対に避けるべきである。むしろ、法令上の手続きを踏んだ上で、各市町村に、一般廃棄物の焼却・埋立だけではなく、各地域の地場産業の業態に合わせた産業廃棄物受入施設(受入・仕分)を整備させることにより、中間処理設備・再資源化技術を有する県内外大手民間事業者等への橋渡しを一括で行ってもらえるようになれば、これまでゴミだったものが、原材料に転じる機会が増えて行くものと思われる。(当社も含め金属を扱う事業者において、均質素材、即ち、スクラップとして完全分別可能なものは現実には金属材料の端材くらいである。その他の、例えば、金属とプラスチックで形成(混成)された備品・日用品等は、廃棄するしかなく、再資源化を前提とした受入施設が整っていれば、循環型社会の形成推進に微力ながらも貢献することができ、モチベーションも向上するものと思われる。)</p>	<p>環境保全センターについては今後も県内の中小企業の適正処理を補完するために運営を続けていくこととしており、設問6の3にある「受入物を原則として中間処理残さに限定する」ことは考えておりません。 アジア諸国における廃プラスチック類の輸入規制により県内だけでなく、国全体においてその処理が逼迫している状態であると考えられてます。そのため、国においては処理施設整備のための施策を検討しているところであり、県においても今後の動向を注視していきたいと思っております。 また、金属等のリサイクルについては、「秋田県環境・リサイクル産業集積推進計画」に基づき推進しているところです。詳細については県資源エネルギー産業課のウェブサイトをご覧ください。</p>
<p>1)電子マニフェストの推進 秋田県内の中小産廃収集運搬業者、処理業者は、電子マニフェストの導入が非常に遅れています。導入を推奨、依頼したところ、「費用がかかるうえ、行政からの推奨もないため」と回答された業者がありました。産廃処理は排出事業者の責任がありますから、管理状況が明確である電子マニフェストの推進をお願いします。</p> <p>2)本調査のあり方 本調査書を今年の1月にも提出しておりますが、そのような頻度で調査する必要性がありますでしょうか？集計結果を受けてどのような活動をされているのかも見えにくく感じます。</p>	<p>1)電子マニフェストの推進について 県においては、平成27年度から電子マニフェスト普及促進事業を行っているほか、一般社団法人秋田県産業廃棄物協会においても、産業廃棄物処理業者向けに電子マニフェストの普及啓発に努めております。廃棄物処理法において、2020年度から電子マニフェストの使用が一部義務化となったことから、引き続き電子マニフェストの普及促進に取り組んで参ります。</p> <p>2)本調査のあり方について 来年度以降は、今年度と同時期に実施する予定です。この調査では毎年度の県内の産業廃棄物の発生量等を把握することで、今後の施策に生かしています。引き続きご理解・ご協力をお願いします。</p>
<p>既存技術を元に、新手法を考案したが、それを実験したり、確認をする術をもっていないため、頓挫しています。またマネジメントにも不安を抱えており、相談窓口の設置および周知を希望します。</p>	<p>廃棄物処理法に関する相談等については、環境整備課又はお近くの県保健所環境指導課において受付しております。</p>
<p>荷卸し場の作業員の主観により区分が変わる。意地悪く、人的な教育も必要とされる。指定管理者の対応及び運営について改善の元となる様、利用者者にアンケートが必要ではないか？受付、作業員には名前を明示させ、自分の言動、行動に責任を自覚させるシステムにするべきである。</p>	<p>環境保全センターにおける利用者アンケートについては、そのあり方も含め現在検討を行っているところです。 産業廃棄物の区分については、現場作業員により判断が異なることがないよう、より一層の情報共有等を進めて参ります。</p>

意識調査票に寄せられた意見・要望	回答
<p>県の方では、色々なアンケート及び調査をしておられると思いますが、※リサイクルしている業社をホームページ等で案内していただきたい。 ※リサイクル(破碎)後の引き取り業社県内外の情報を、公表してほしいと思います。</p>	<p>リサイクル(破碎)後の製品については、木くずであれば燃料等として、がれき類であれば公共工事の路盤材等として利用されていると承知しております。 木くず等を燃料とする木質バイオマス発電の導入状況は県資源エネルギー産業課のウェブサイトで公開しておりますので、ご参照ください。 また、破碎後の木くずは、「秋田県認定リサイクル製品」として流通しているものもあります。県環境管理課のウェブサイトで公開しておりますので、ご参照ください。</p>